

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和4年9月6日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

## 専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年度葉山町一般会計補正予算（第 2 号）

（別紙）

令和 4 年 6 月 30 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

### 理由

住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給対象世帯が当初見込みを上回ることから増額分の予算を補正する必要がありますが、事務作業、議会日程等を勘案し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものであります。

## 令和4年度葉山町一般会計補正予算（第2号）

令和4年度葉山町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,664,748 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月30日

葉山町長 山 梨 崇 仁



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		1,703,846	20,000	1,723,846
	2 国庫補助金	622,263	20,000	642,263
歳入	合計	11,644,748	20,000	11,664,748

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		4,123,344	20,000	4,143,344
	1 社 会 福 祉 費	2,044,751	20,000	2,064,751
歳 出	合 計	11,644,748	20,000	11,664,748

1 総括  
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	1,703,846	20,000	1,723,846
歳入合計	11,644,748	20,000	11,664,748

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民 生 費	4,123,344	20,000	4,143,344	20,000			
歳 出 合 計	11,644,748	20,000	11,664,748	20,000			



2 歳 入

( 款 ) 16 国庫支出金

( 項 ) 2 国庫補助金

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
14 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業補助金	5,061	20,000	25,061	1 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業補助金	20,000	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金 20,000
計	622,263	20,000	642,263			

3 歳 出

( 款 ) 3 民生費

( 項 ) 1 社会福祉費

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
7住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業経費	4,500	20,000	24,500	20,000				18負担金、補助及び交付金	20,000	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業 20,000
計	2,044,751	20,000	2,064,751	20,000						